

避難所の運営



避難所の運営

目次

いざという時に家族と地域を守るため、
避難所の運営方法を学びましょう。

～このパンフレットの特色～

3

01 「避難所」とは 4

- 1 避難する場所には種類があります
- 2 避難所を運営するのは？

02 避難所の開設と運営の方法 6

- 1 避難所の開設
- 2 避難所の安全点検
- 3 避難所開設の判断と避難者受入の準備
- 4 避難所の開設・運営

03 避難所で配慮すること 11

- 1 一人ひとりが安心できる避難所に
- 2 在宅避難者への配慮
- 3 ルールを周知することが大切です

04 このような順番で取り組みましょう 13

- 1 避難所運営委員会の立ち上げ
- 2 避難所の近隣に関する情報を確認
- 3 施設や備品の確認
- 4 運営マニュアルの作成
- 5 避難所運営訓練をしましょう



いざという時に家族と地域を守るため、
避難所の運営方法を学びましょう。

～このパンフレットの特色～

- 近年、大規模地震や風水害が繰り返し発生する傾向にあります。
- いざというとき、住民が中心となって避難所を開設し、運営することができれば、防災力はさらに高まります。このパンフレットでは、避難所の開設、運営に必要な知識、活動について紹介しています。主な内容は次の4つです。

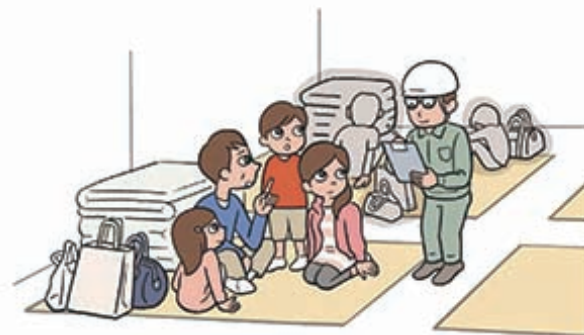
01 「避難所」とは (4～5ページ)

02 避難所の開設と運営の方法 (6～10ページ)

03 避難所で配慮すること (11～12ページ)

04 このような順番で取り組みましょう (13～15ページ)

- 地域の皆さんで避難所について話し合うときの資料としてご活用ください。



01 「避難所」とは？

1 避難する場所には種類があります

① 指定緊急避難場所

災害から身を守るために**緊急的に避難する場所**で、土砂災害、水害、津波、地震などの**災害種別ごとに指定**されていることがあります。

市町村によっては、**一時避難場所**や**広域避難場所**などに分けています。

一時避難場所

身近な施設とありあえすの安全を確保し、状況を確認できる場所

広域避難場所

広域な延焼火災などの事態に安全を確保できる場所

② 指定避難所

災害から避難した住民等が、災害の危険がなくなるまで**必要期間滞在**したり、災害によって自宅に戻れなくなった住民等が**一時的に滞在**する施設です。



2016年11月に札幌市清田区民センターにおいて実施した
宿泊型避難所体験訓練
(写真提供：清田地区住みよい安心安全なまちづくり協議会)

③ 福祉避難所

高齢者、障がいのある方、乳幼児や妊産婦など配慮を要する方(要配慮者)の避難所です。**一般向けの避難所では生活に支障が生ずる方**の二次避難所です。通常は、災害発生当初から利用することはできません。



早めの避難を心がけましょう

水害などでは、河川の水位が上がりすぎたり、夜になって暗くなってしまったりして、避難できなくなることがあります。日ごろから避難所への安全なルートを確認しておき、早めの避難を心がけましょう。

2 避難所を運営するのは？

① 地域住民の皆さん

指定避難所を開設し、運営するうえで**中心的な役割**を果たすのは地域住民の皆さんです。

災害に備え「**避難所運営委員会**」を設置することが望まれます。避難所の開設から運営までの手順や、連携する団体の連絡先、避難の支援が必要な方などについて把握しておくことが必要です。

避難所運営委員会の設置については、お住まいの市区町村に相談してください。

② 施設管理者

避難所となる施設の管理者とのコミュニケーションも大切です。

避難所として使用できる範囲や、いざというとき開設するための鍵の管理などについて話し合いをしておきましょう。

③ 市区町村の職員など

地域の指定避難所やその運営方法については、お住まいの市区町村とも相談しましょう。市区町村によっては、運営マニュアルや助成制度を用意していることがあります。災害発生後は収容人数等の情報や必要な物資について、緊密にやり取りすることになるため、**普段からコミュニケーションを深めておく**ことが大切です。

避難所運営委員会(例)

避難所運営委員会の一例です。構成メンバーのほとんどが住民(赤色で表示)であることがわかります。

医療機関、NPO、ボランティア団体等との連携も

大規模災害が発生した時の**地域の医療体制**がどうなるのか、**支援物資の受け入れ**や管理をどうするか、そして、ボランティアの申し出に対してどのように対応するかなどについても、あらかじめ避難所運営委員会で相談しておくとういでしょう。



02 避難所の開設と運営の方法

1 避難所の開設

① 開設担当者の確認

誰が避難所の鍵を開けるのか。お住まいの市区町村に問い合わせて、**必ず事前に確認**しておきましょう。市区町村職員や施設管理者が避難所の鍵を開ける場合には、**避難所の鍵が開くタイミングも確認**します。

② 施設の開設

地域で避難所の鍵を開ける場合には、**誰が、いつ、どのタイミングで、どこに鍵を取りに行き、いつまでに避難所の開設準備**しておくのかを検討します。市区町村職員や施設管理者が開設する場合は、担当者の到着を待つのが原則です。しかし、**担当者でなくとも、鍵を開けられるように検討**しておきましょう。

2 避難所の安全点検

- 施設の被害状況を点検し、避難所として開設できるかを確認します。点検は2人以上で行います。
- 電気・ガス・水道や、電話等の通信機器が使用可能か確認します。
- 危険物の撤去や危険区域への立入禁止措置(張り紙等の掲示やロープを張る)を行います。
- 事前に避難所開設チェックリストを作成しておきましょう。
- 安全点検中は、避難所の敷地内にとどまるよう避難者を誘導し、建物内への勝手な立入りは禁止します。

項目	確認事項	確認	備考
1	施設内・外に危険物(破損した家具、ガラス、電線、ガス管、水道管等)が散乱していないか		
2	施設内・外に危険物(破損した家具、ガラス、電線、ガス管、水道管等)が散乱していないか		
3	施設内・外に危険物(破損した家具、ガラス、電線、ガス管、水道管等)が散乱していないか		
4	施設内・外に危険物(破損した家具、ガラス、電線、ガス管、水道管等)が散乱していないか		
5	施設内・外に危険物(破損した家具、ガラス、電線、ガス管、水道管等)が散乱していないか		
6	施設内・外に危険物(破損した家具、ガラス、電線、ガス管、水道管等)が散乱していないか		
7	施設内・外に危険物(破損した家具、ガラス、電線、ガス管、水道管等)が散乱していないか		
8	施設内・外に危険物(破損した家具、ガラス、電線、ガス管、水道管等)が散乱していないか		
9	施設内・外に危険物(破損した家具、ガラス、電線、ガス管、水道管等)が散乱していないか		
10	施設内・外に危険物(破損した家具、ガラス、電線、ガス管、水道管等)が散乱していないか		
11	施設内・外に危険物(破損した家具、ガラス、電線、ガス管、水道管等)が散乱していないか		
12	施設内・外に危険物(破損した家具、ガラス、電線、ガス管、水道管等)が散乱していないか		
13	施設内・外に危険物(破損した家具、ガラス、電線、ガス管、水道管等)が散乱していないか		
14	施設内・外に危険物(破損した家具、ガラス、電線、ガス管、水道管等)が散乱していないか		
15	施設内・外に危険物(破損した家具、ガラス、電線、ガス管、水道管等)が散乱していないか		
16	施設内・外に危険物(破損した家具、ガラス、電線、ガス管、水道管等)が散乱していないか		
17	施設内・外に危険物(破損した家具、ガラス、電線、ガス管、水道管等)が散乱していないか		
18	施設内・外に危険物(破損した家具、ガラス、電線、ガス管、水道管等)が散乱していないか		
19	施設内・外に危険物(破損した家具、ガラス、電線、ガス管、水道管等)が散乱していないか		
20	施設内・外に危険物(破損した家具、ガラス、電線、ガス管、水道管等)が散乱していないか		

避難所開設チェックリストの見本

3 避難所開設の判断と避難者受入の準備

① 避難所開設の判断


建物内の安全を確認し、「二次災害のおそれはない」と判断したら、避難者受入の準備をします。安全が確保できない、安全の判断が難しい場合、別の避難所への移動を検討します。

② 事務作業に必要な資機材の準備

普段から備蓄倉庫に避難所運営の事務作業に必要な設備や物資を準備し、設置場所も決めておきましょう。

事務作業等に必要な設備・物資の例

設備等	● 電話、FAX	● パソコン
	● ラジオ、テレビ	● 拡声器、放送設備
	● 照明器具	● 非常用発電機
物資・機材等	● 長机、いす	● 筆記用具
	● 各種様式	● 燃料、電池等
	● 掲示板(ホワイトボード等)	



避難所が使用可能かどうかの点検・判断は重要です!

2011年3月の東日本大震災、2016年4月の熊本地震では、学校やまちの体育館が被災して、避難所として使用できない事象がありました。



東日本大震災の際の宮城県栗原市の体育館
出所：震度7 栗原市の記録(栗原市)
提供者：栗原市教育委員会事務局



熊本地震の際の熊本県熊本市の体育館
写真提供：毎日新聞社

③ 各種スペースを確保する

避難者の受入スペースの他、以下の共同利用スペースを確保します。そのために、事前に**避難所レイアウト**を作成しておきましょう。

共同スペースの例

- | | |
|-------------|----------------|
| ① 運営本部 | ② 受付 |
| ③ 掲示板及び掲示場所 | ④ 面会室、談話室 |
| ⑤ 救護施設(保健室) | ⑥ 調理場所(給食堂、校庭) |
| ⑦ 更衣室、授乳室 | ⑧ 洗濯場・物干し場 |
| ⑨ 仮設トイレ | ⑩ ごみ置き場 |
| ⑪ 仮設風呂・シャワー | ⑫ 喫煙所 |
| ⑬ 駐車場 | ⑭ ペット飼育場 |

避難所レイアウトの見本



④ 受付の設置

建物の入口付近に机、いす、筆記用具、**避難者カード**、**避難者台帳**等を用意します。また、避難所生活ルールを周知するための**掲示板**等も用意します。

避難者カードを配布して避難者台帳を作成しましょう

避難者カードを用意し受付で配布します。世帯主の方が記入し、受付に提出します。提出されたカードで**避難者台帳**を作成し、市区町村に報告します。

避難者カード		避難者名	
氏名	性別	年齢	住所
〒	市	区	町
番	番	番	番
氏名	性別	年齢	住所
〒	市	区	町
番	番	番	番
氏名	性別	年齢	住所
〒	市	区	町
番	番	番	番
氏名	性別	年齢	住所
〒	市	区	町
番	番	番	番
氏名	性別	年齢	住所
〒	市	区	町
番	番	番	番
氏名	性別	年齢	住所
〒	市	区	町
番	番	番	番
氏名	性別	年齢	住所
〒	市	区	町
番	番	番	番
氏名	性別	年齢	住所
〒	市	区	町
番	番	番	番

避難者カードの見本

④ 避難所の開設・運営

開設準備が整ったら、避難者を受けし、受入スペースに誘導します(状況により準備が整う前に避難者を受け入れる場合もあります)。以下では、避難所の運営上、特に重要な活動内容について解説します。

① 避難所運営のための会議

朝・夕、定期的に**避難所運営の会議**を開催し、役割分担・情報の共有・避難者対応の問題点などを確認します。**会議録も作成し、掲示板等で避難者に伝達**します。

協議事項の例

- 朝の会議では、主に連絡すべき事項の周知、夜の会議では、主に課題点等の話し合いを行います。
 - ・ 避難所生活ルールの調整
 - ・ 避難状況や活動状況の情報共有
 - ・ 避難者の意見・要望
 - ・ 課題等への対処法等の検討
 - ・ 地区本部との情報共有
 - ・ ペットへの対応について

② 情報の収集と伝達

テレビ・ラジオ・インターネットの他、役場や他の避難所へ出向き、情報を収集します。収集した情報は、掲示板や館内放送で避難者に伝えます。**個人情報等は、各世帯の代表者から避難者に伝達**してもらいます。



写真提供：公益財団法人 市民防災研究所

必要とされる情報の例

- 被害状況
- 避難情報
- 道路・交通状況
- 医療機関等の状況
- 食料・物資の配布、給水状況
- ライフライン復旧状況
- ごみ・し尿の収集等の状況
- り災証明書、給付金等の情報
- 営業している店舗の情報

03 避難所で配慮すること

③ 食料や物資の管理・配給

管 理

- 食料は消費期限や賞味期限を確認し、段ボール箱の見える位置に記載します。
- 食料は直射日光や暖房のあたる場所を避け、低温で清潔な場所に保管します。
- 離乳食やアレルギー対応の食料は、普通の食料とは別に管理します。
- 不足している物資や数量を把握し、市区町村に支援を要請します。

配 給

- 配給の基準をルールとして定めます。
- 配給は「平等」が原則ですが、**要配慮者等への優先的な配給**も検討します。
- 女性の担当者を配置し、女性用品の配給や要望を受け付けます。
- 離乳食やアレルギー対応の食料は、**必要とする方に優先して配給**します。
- 消費期限を過ぎた食料は全て廃棄します。
- **在宅避難者への配給方法**を検討します。



④ 衛生管理

災害時には、**感染症のリスク**が高まります。避難所の衛生状態を保ち、**感染症の発生・拡大を防ぐ**ように努めます。

ゴミ	ミ	ゴミ集積場の設置・清掃、ゴミの分別収集の徹底
風	呂	当番制での清掃の実施
トイ	レ	人数に応じたトイレ、要配慮者のための洋式仮設トイレの確保 トイレ用水やトイレレットペーパーの確保 トイレの清掃の徹底
掃	除	避難者全員での清掃、当番制による共有部分の清掃実施
衛	生	手洗い・消毒の徹底、健康状態の確認、食器の洗浄の徹底
ベ	ット	ペット共存のためのルールづくり、飼育者名簿の作成 居住空間へのペットの持ち込み禁止* ペット飼育場の確保と清掃
生	活	飲料・調理・洗浄用水の確保、トイレ用の水の確保 指定避難所内での水の使用目的の区別及びその指示

*指定避難所では居住空間に盲導犬・聴導犬・介助犬を受け入れる義務があります。

① 一人ひとりが安心できる避難所に

① 介護等の支援が必要な方

高齢者や障がいのある避難者には、**使用しやすい場所**を確保し、体調に配慮する必要があります。**福祉避難所**への二次避難の必要性についても検討します。



② 女性への配慮

備蓄物資に**生理用品**がなかったり、避難所で**チカンや性暴力**の被害にあたりするトラブルが発生しています。また、妊産婦の体調管理や**授乳できる場所**の確保について配慮が必要です。



③ マイノリティー(外国人、性的少数者)への配慮

外国人の被災者が想定される地域では、**外国語による表記**を併記したり、**食べられない食材**がある方に配慮が求められます。

性的少数者(LGBT)についても、気持ちよく避難所を利用できるよう配慮しましょう。



② 在宅避難者への配慮

① 情報や物資の共有

安全が確認された後、自宅が無事だった世帯は家で寝泊まりします。市区町村からの情報や外部からの支援物資は避難所に届けられます。これらの**情報や救援物資を避難所の避難者と在宅避難者で共有**する必要があります。

※避難所に備蓄されている物資は、自宅の倒壊などで家庭内備蓄食料を持ち出せない方のためのものです。**各家庭では最低3日分の備蓄**をしておきましょう。

② 安否確認

高齢の在宅避難者など支援を必要とする方については、**定期的に訪問**して安否確認を行ったり、情報や物資を届けたりするなどの共助が大切です。



3 ルールを周知することが大切です

避難所での共同生活は、避難者の間でのトラブルが予想されます。最低限守らなければならない**避難所生活のルール**を確立し、避難者に説明します。

避難所生活のルールの一例

生活時間

- 起床・消灯・食事など規則正しい生活時間を定めます。

生活空間の利用方法

- 居住空間は土足禁止とし、脱いだ靴は各自で保管します。
- 来客の面会は、原則として共有空間や屋外とします。
- 喫煙は、所定の場所以外では禁止とします。
- 退所や外泊等の際には、必ず受付で手続きを行います。



食事

- 食料の配布は、原則として各世帯単位で行います。
- 食器は可能な限り、食器用洗剤や消毒剤による流水洗浄を行います。
- 水の確保が難しい場合は、使い捨ての容器や食器にラップを貼って使用します。

プライバシーの保護

- 居住空間は、みだりに立ち入ったりのぞいたりしないようにします。
- 携帯電話での通話は、周囲の迷惑とならないように配慮します。

清掃・衛生管理

- 世帯のスペースは原則として各世帯が、共有部分については避難者全員で清掃します。
- 1日に1回以上は、避難所全体の換気を行います。
- トイレの使用方法を厳守し、環境美化、清掃、消毒に協力します。

洗濯

- 洗濯は、原則、各世帯単位で順番に実施できるように配慮します。

ごみ処理

- ごみは各自で必ず分別をして、責任を持ってごみ集積場に捨てます。
- 汚物・吐物等を処理したごみは、内容物が漏れないように密閉します。

感染症対策

- 感染症予防のため、食事前やトイレ後は、必ず流水での手洗い、アルコール消毒液の手指への擦り込みを行い、うがいや歯磨きなどに努めます。

ペットの受け入れ・世話

- ペットの受け入れについては、他の避難者への迷惑にならないように努めます。
- ペットは飼育場で管理し、飼い主が協力し合い、定期的に掃除します。



04 このような**順番**で取り組みましょう

1 避難所運営委員会の立ち上げ

市区町村に相談し、地域の住民と市区町村の職員、施設管理者を中心に**避難所運営委員会**を立ち上げます。

同委員会のメンバーについては、女性や介護経験者、地域の民生委員、社会福祉協議会の職員など、**多様な意見と情報**が反映されるよう工夫しましょう。



2 避難所の近隣に関する情報を確認

避難所運営委員会で、その避難所を利用する**地区の範囲**や**避難世帯・人数**、住民の**年齢構成**や**要配慮者の人数**などについて確認します。要配慮者については、いざというときの**安否確認の方法**などを検討しておきましょう。

避難所の**地理的特性**や、想定される**避難経路**、さらに避難経路にどのような危険が生じうるか情報を整理し、対応策について検討しておきます。

3 施設や備品の確認

① 避難所となる施設の確認

避難所となる施設について、施設管理者とともに、避難所として使用できる**範囲**、各**スペースの使用法**について確認します。また、危険な場所や一般の**立ち入りを禁止する場所**、立ち入りを**防止するための方法**についても検討をします。

② 備品や備蓄物資の確認

避難所を運営するときに使用できる机やイス、パーテーションなどの**備品の種類と数量**、**保管場所**について確認します。

水や食料、仮設トイレなどの**備蓄物資**が整備されている場合は、その数量についても確認します。想定される避難者数、要配慮者の人数などからみて不足する場合には、**順次不足分を整備**していきます。



※自治体によっては**備蓄物資等**について**助成**を行っています。お住まいの市区町村に確認してください。

4 運営マニュアルの作成

市区町村によっては「ひな形」となるマニュアルを用意している場合があります。マニュアルに盛り込むとよい項目は、以下の通りです。

項目	話し合う内容
避難所の開設	避難所を開設する目安となる震度、警報、避難情報を決めます。
避難所の点検・開設	開設前に安全確認する場所、鍵を用意して開設するまでの方法や担当者について決めます。
避難スペース等の決定	避難スペース、女性・要配慮者のスペース、更衣室、受付、物資の集積・配布場所、ごみ集積場所、ペットの飼育場、喫煙所などを決めます。「場所とり」による早い者勝ちが生じないように、レイアウトを作ると効果的です。
入退所管理・避難者名簿の作成	避難者の情報を記載する避難者カードの配布・記入方法、避難者名簿の作成・管理方法について検討し、その様式も作成します。
避難所状況の報告	市区町村の連絡先を把握し、状況報告をする内容・タイミング・伝達手段（電話・無線など）を決めます。
各種情報の収集と伝達	市区町村からの情報、安否確認、ライフライン・交通情報などの収集方法と、掲示板などの伝達方法について、テレビやラジオの設置場所とあわせて決めます。
物資の調達・把握・配布	避難者のニーズの把握方法、物資調達方法、物資要請先、物資の配布ルールについて検討します。
要配慮者・けが人への対応	階段を使用しない1階の部屋、和室や空調設備のある部屋、トイレに移動しやすい部屋、小さな個室などの使用を決めます。
防火・防犯対策	火気の使用ルール、夜間のパトロールなどの警備体制、照明の確保や立ち入りを制限する場所について決めます。
トイレ・衛生環境の管理	仮設トイレの設置についての判断基準や管理方法、手洗いや食品の衛生管理の方法、ごみ集積場所の管理について決めます。
避難所の縮小・閉鎖	避難所の統廃合や、避難所閉鎖時の点検・原状復旧について協議しておきます。

このほかにもボランティアの受け入れ、ペットの管理などについても決めておきます。



5 避難所運営訓練をしましょう

訓練には、机の上で地図や図面をもとに想定される事態への対応について知恵を絞る「**図上訓練**」と、実際に避難所や資機材を使用して行う「**実動訓練**」があります。

① 図上訓練(HUG:ハグ)

避難所運営を想定した図上訓練のひとつに静岡県が発したHUG(Hinanzyo Unei Game 避難所運営ゲーム)があります。

避難スペースの割り振りや仮設トイレの配置などを考えたり、病人や取材への対応について話し合ったりすることで、ゲームをしながら避難所運営について学べます。



写真提供：静岡県地震防災センター

② 実動訓練

「避難所運営マニュアル」に基づいて、**実際に避難所の開設、運営を行います。**

訓練内容の一例

- 災害対策本部との連絡
- 建物の安全確認
- 避難者名簿の作成
- 仮設トイレの設置
- 炊き出し
- 応急手当
- 体験宿泊
- 開設までの手順
- 避難スペースの割り振り



出典：「平成26年版 防災白書」(内閣府)

年1回以上を目安に定期的に訓練することが大切です。訓練によって明らかになった課題や改善点をもとに、運営マニュアルをよりよいものにし、必要に応じて市区町村とも課題を共有するようにしましょう。

危機管理ハンドブック⑧ みんなで取り組む避難所の運営

監修 中野 肇 明治大学名誉教授
 編集発行者 一般財団法人 日本防火・危機管理促進協会
 〒105-0001 東京都港区虎ノ門2丁目9番16号 日本消防会館4階
 Tel: 03-3593-2823 Fax: 03-3593-2832
 URL: <http://www.boukakk.or.jp/>
 印刷 株式会社アイネット
 発行 2020年1月

宝くじは、 みなさまの豊かな暮らしに 役立っています。



消防団の方々と
防災学習!



一輪車に乗れるようになりました~!



桜の若木が
こんなに育ったよ!



みんなで仲良く
読み聞かせ!



街を華やかに
彩ります♪



宝くじは、図書館や動物園、学校や公園の整備をはじめ、
少子高齢化対策や災害に強い街づくりまで、さまざまなかたちで、
みなさまの暮らしに役立っています。



一般財団法人 日本宝くじ協会は、宝くじに関する調査研究や
公益法人等が行う社会に貢献する事業への助成を行っています。



一般財団法人
日本宝くじ協会

<http://jla-takarakuji.or.jp/>